

新幹線情報

2008年9月25日
第7号

JR東海労新幹線地本

加藤誠二さんの不当解雇を

即時撤回せよ！！

運輸所分会・車両所分会・地区分会の皆さん、2007年9月27日に突如として名古屋地本の加藤誠二さんがJR東海に「窃盗容疑」を事由に「懲戒解雇」通告を受けて、1年になります。私達JR東海労はJR東海と愛知県警公安3課が一体となったこの攻撃に対し職場からの闘いはもちろんのこと、裁判闘争においても全力で闘っています。

9月27日は、名古屋・住友ビルで『不当解雇から1年！9・27反弹圧・不当解雇撤回総決起集会』が開催されます。いうまでもなく、加藤誠二さんへの不当な「懲戒解雇」処分はJR東海労が「主任レポート」「時系列等報告書」に疑問を投げかけ、労働組合として解明の闘いをしていることに対する「報復」であり、JR東海労の運動の弱体化を狙った組織破壊攻撃です。

今、全分会は各現場長に「加藤誠二さんへの懲戒解雇処分撤回を求める申し入れ」を行ってきます。各現場長は、拒否することなくJR東海労の分会から出された『申し入れ』を確実に受け取り本社へ上げるべきである。

この『申し入れ』の闘いと同時に各現場ではさまざまな闘いが展開されています。加藤誠二さんの不当な「懲戒解雇」が撤回されるまで、私達は各職場から闘争を展開します。

加藤誠二さんの裁判闘争を 全組合員で闘いぬこう！！

この加藤誠二さんへの「懲戒解雇」撤回闘争は職場からの闘いはもとより、司法の場でのたたかいも展開しています。

当面の裁判闘争として、9月30日10時30分から名古屋地裁1号法廷で刑事裁判第4回公判（会社側中村人事課長証人）が開催されます。前回同様、若い何も知らないユニオン組合員が一部会社の管理者と傍聴券獲得に駆り出されるでしょう。

私達はそうした会社・ユニオン一体となった裁判の傍聴券獲得妨害も許さず、多くの組合員が傍聴券をかち取るよう全力を尽くして行きます。

また、10月28日には加藤さんの民事裁判第7回口頭弁論が名古屋地裁1103号法廷10時から予定されています。

私達は加藤誠二さんの「懲戒解雇」撤回に向け民事・刑事裁判を全ての組合員の傍聴参加をもって闘っていきます。

全ての組合員は9・27名古屋集会に結集しよう！